３　２の書面には、審査申立人等が生活保護法第一一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

四　附則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年六月二〇日）から施行することとした。

◇国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（財務省）

１　刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号に掲げる没取金に、同法による改正後の刑事訴訟法の規定による没取金を加えることとした。（第三条関係）

２　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

１　社会福祉士登録証、介護福祉士登録証又は准介護福祉士登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（第一三条第一号及び附則第二条の三第一号関係）

２　社会福祉士及び介護福祉士法第三一条第一項（同法第四二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書（以下「利用者証明用電子証明書」という。）を送信する方法により行う者にあっては、五〇〇円）とすることとした。（第一四条第一項第二号及び第二項第二号関係）

３　社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項において準用する同法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（附則第二条の四第二号関係）

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

１　精神保健福祉士登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（第三条第一号関係）

２　精神保健福祉士法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあっては、五〇〇円）とすることとした。（第四条第二号関係）

三　公認心理師法施行令の一部改正関係

１　公認心理師登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三、一〇〇円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあっては、三、〇〇〇円）とすることとした。（第三条第一号関係）

２　公認心理師法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三、〇〇〇円とすることとした。（第四条第二号関係）

四　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一〇号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二七日）から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（こども家庭庁）

１　児童手当制度における扶養控除の見直しに伴い、児童手当及び児童手当法附則第二条第一項の給付の支給制限に係る所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない者については、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。

政　令

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令を次のように公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年六月二十日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十一号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令

内閣は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第十七条第六項、第二十一条及び第二十四条第二項の規定並びに同法第三十一条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公告の方法）

第一条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第六項、第二十一条又は第二十四条第二項の規定による公告（以下この条において「公告」という。）は、これを行う検察官が所属する検察庁の掲示場に十四日間掲示する方法によって行う。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。